

サービス利用に関わる自己負担額 (入所)【3割負担の場合】

段階	介護度	介護保険負担分 (1日分)							(1ヶ月分)	介護職員 処遇改善加算 I	介護職員等 特定処遇改善加算 (I)	地域区分 岐阜市 6級地	実費 (1日分)			実費負担1ヵ月分	3割負担 1ヶ月 合計 (30日)
		基本単位	日常生活継続 支援加算	看護体制 I・II	夜勤職員 配置加算II	精神科 医療養 指導	栄養ケアマ ネジメント	個別機 能訓練					口腔衛生管理 体制加算	食事代	おやつ		
第4段階	要介護1	638	46	12	18	5	14	12	30	8.3%	2.7%	10.27	1,850	100	2,006	118,680	195,219
	要介護2	705															202,092
	要介護3	778															209,582
	要介護4	846															216,558
	要介護5	913															223,431
第3段階	要介護1	638	46	12	18	5	14	12	30	8.3%	2.7%	10.27	650	100	1,310	61,800	—
	要介護2	705															—
	要介護3	778															—
	要介護4	846															—
	要介護5	913															—
第2段階	要介護1	638	46	12	18	5	14	12	30	8.3%	2.7%	10.27	390	100	820	39,300	—
	要介護2	705															—
	要介護3	778															—
	要介護4	846															—
	要介護5	913															—
第1段階	要介護1	638	46	12	18	5	14	12	30	8.3%	2.7%	10.27	300	100	820	36,600	—
	要介護2	705															—
	要介護3	778															—
	要介護4	846															—
	要介護5	913															—

◆介護保険負担限度額認定書をお持ちの方は段階に応じての金額となります。

単位:円

- 介護職員処遇改善加算 (I) 当月の合計利用単位数に8.3%を乗じた金額/月額
介護職員の賃金改善、研修計画の立案・実施等を行っているものとして都道府県知事に届け出ております。
- 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 当月の合計利用単位数に2.7%を乗じた金額/月額
介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) のいずれかを取得し、介護職員の賃金改善及び処遇改善計画を都道府県知事に届け出を行い、かつインターネット等を利用して内容を公表しております。
※合計利用単位数とは、基本サービス費に各種加算を加えた総単位数です。

※その他の加算 (個々に応じて算定します)

- 初期加算 30単位 /日 (入所後30日間に限り)
- 療養食加算 6単位 /1食あたり (提供した場合のみ)
- 経口移行加算 28単位 /日 (原則 180日)
- 経口維持加算 I 400単位 /月 (原則 6ヵ月)
- 経口維持加算 II 100単位 /月 (原則 6ヵ月)
- 口腔衛生管理加算 90単位 /月 (実施した方のみ)
- 看取り介護加算 II 144単位 /日 (死亡日以前4日以上30日以下)
- 看取り介護加算 II 780単位 /日 (死亡日の前日及び前々日)
- 看取り介護加算 II 1580単位 /日 (死亡日)
- 外泊加算 246単位 /日 (6日間を限度)
- 若年性認知症入所者受入加算 120単位 /日 (対象者の方のみ)
- 常勤医師配置加算 25単位 /日 (常勤医を配置した場合のみ)

※下記加算については基準を満たした月から加算算定いたします。

- サービス提供体制強化加算 I 18単位 /日
(当該加算を算定する際は日常生活継続支援加算は算定しません。)

※算定の場合は、地域区分が6級地であることから1単位の単価は10.27円となります。

※その他 (利用した方のみ)

- 公文学習療法教材費 2,700円 /月
- サンファイバー 2,100円 /月
- 家電持ち込み使用 (充電器を除く) 21円 /日 (1品目につき)
- 個々の日用品・レクリエーション費・理美容代等 要した実費/都度